

2015.9.1

2015 年ベトナム民法改正ドラフトに対する
JICA 民法共同研究会見解
(エグゼクティブ・サマリー)

JICA 法・司法制度改革支援プロジェクト(フェーズ 2)
民法共同研究会

序

JICA は、1996 年以降、ベトナム司法省をカウンター・パートとして法・司法制度改革支援事業を行ってきたが、ベトナム民法 2005 年改正法(以下、現行法)の立法時と同様に、今回の 2015 年民法改正にあたっては、ベトナム司法省を中心とする民法改正案起草チームに協力して改正作業を支援してきた。司法省起草チームは、JICA の支援によって得た日本を含む他の諸国の民法典・民法学の知見に依拠しつつ、独自の判断に基づいて民法改正案を立案している。

このほど 2015 年民法改正案が国会に上程された機会に、JICA プロジェクト民法共同研究会は、2015 年民法改正を支援してきた立場から、2014 年 10 月国会に提出された民法改正ドラフト(以下、ドラフト)と現行法との比較を中心として、今回のベトナム民法改正に対する「見解」を述べることにした。

ベトナムは、ドイ・モイ政策に基づいて 1995 年に最初の民法を制定したが、当時のベトナムの政治経済情勢から止むを得なかったとは言え、1995 年民法は市場経済を規律する基本法としては十分なものではなかった。2005 年民法改正は、市場経済法の観点から見ると、所有権概念や取引安全の保護の点でなお課題を残していた。これに対して、急速に市場経済化していくベトナム社会に対応して、今回の民法改正は、取引主体としての法主体、取引の対象としての所有権等の財産権の概念、円滑な商品交換を支える取引安全の保護などの点で、大きな進歩を示している。ベトナムの統治機構や経済社会の発展状況を考慮することなく、他の諸国の民法を基準にして単純に、ドラフトについて評価を下すことは避けるべきであるが、われわれが「見解」において指摘したいと願っているのは、このドラフトによって市場経済法の法原則の採用がどこまで進み、なおどのような課題が残されているのかを示すことである。

この「見解」が、2015 年民法改正の意義について、立法関係者をなど多くの人々の理解を進めるために、いささかでも役に立てば望外の喜びである。なお、本文書は、『2015 年ベトナム民法改正ドラフトに対する JICA 民法共同研究会見解』の要旨である。

第一 主要な改革点

民法という法律は、市場経済社会において私人間の法律関係を規律する私法の一般法である。民法は、私法である点で、国家機関の関係や国家と私人との関係を規律する、憲法や各種の行政法などの公法と区別される。また、民法は、商法、有価証券法などの特別法が特別の法分野について規定していない限り、私法関係に一般法として適用される。

現行民法には、まだ、中央集権的計画経済の国家体制の影響が残っており、私法である民法の規定のなかに公法的規定が混在している。所有権などの権利や取引主体についても国家について私人と別個の位置付けをしている。取引の動的安全(善意の第三者の保護)への配慮も足りない。これに対して、ドラフトは、かなり市場経済法の法原理を取り入れており、他の諸国の民法に近づいている。しかしなお、検討すべき点は残っている。以下、

ドラフトが提案する主要な具体的な改正を挙げる。

1. 法主体の明確化

(1) 私法における法主体は、民事取引の主体であり、所有権などの権利の主体である。取引の相手方にとって誰と取引するのか明確であり、権利が誰に帰属しているのか明確でなければならない。そこで、諸国の民法では、個人と法人に法主体性を認めている。現行法は、個人と法人のほか、ベトナムで社会的単位として事実上活動している世帯・組合について、第 106 条以下で法主体性を認めている。しかし、世帯・組合は構成員やその財産関係など外部から明確でない。ドラフトは、世帯・組合を法主体として規定せず、第 117 条において、「世帯・組合は、代理人あるいは自らの構成員を通じて民事関係に参加する」と規定する。ドラフトが、他の諸国の民法と同じく、法主体について、自然人である個人と法人格を有する法人とに限り認めたことは、取引のさいに要求される取引主体の明確性から評価できる。

(2) しかしながら、ベトナム社会に現実には世帯や組合という社会的活動単位が存在しているのであるから、世帯・組合に法主体性を認めない場合には、これらの社会的単位の法的位置づけをしておく必要がある。今後の検討課題である。ドラフト第 234 条が規定する家庭については、世帯との相違が明らかに規定されていない。

なお、法人については、現行法およびドラフトの法人の組織・運営などに関してより詳細な規定を設けることを検討すべきである。外国法人に関する規定、財団法人に関する規定も検討すべきであろう。

2. 複雑な所有形態の整理

(1) 現行民法第 172 条は、私人所有、共有の外、国家所有、集団所有、政治組織と政治社会組織に属する所有、社会組織と社会・職業組織に属する所有など、様々な所有形態を認めている。これに対して、ドラフト第 206 条案 2 は、全人民所有、単独所有、共有という所有形態のみを認める。

商品交換法としての民法にあつては、所有権の内容は、ある物を自由に使用・収益・処分できる権利であつて、権利者は、他人を介することなく物について権利内容を直接実現することができ、また、誰に対しても主張できる権利だ、とされている(これに対して、債権は、債務者に対して一定の給付を請求できる権利とされ、債務者には主張できるが、第三者に対しては主張できない権利だ、とされている)。所有権がそういう権利だとすれば、所有権者が私人であろうと、国家、あるいは政治組織であろうと、物に対する絶対的・排他的支配権に変わりはないから、現行民法のような多様な所有形態を規定することは、市場経済法＝商品取引法としては意味がない。市場経済に取引主体として現れる限りで、私人も国家、あるいは政治組織も、民法上は同じく、所有物に対する絶対排他的な支配権者として扱われるからである。

これに対して、ドラフト第 206 条案 2 は、共有という所有形態を規定する。共有の場

合には、複数の所有権者(共有権者)が、それぞれの意思に基づいて、共有物を勝手に使用・収益・処分するわけにはいかないから、共有物についてその権利内容(使用・収益・処分)を実現するために特別のルールを定める必要がある。そこで、単独所有とは別に共有という所有形態を認め、共有物に関して特別の規定を置くのである。

(2) 他方で、ドラフト第 206 条案 2 は、全人民所有という所有形態を認める。全人民所有の対象は空域や海域など、もともと私的所有の対象とならない物か、あるいは国家が管理する公共道路などの公共財産のようである。そうだとすれば、これらの物は市場取引の対象とならない物として、民法の適用外とするか、あるいは取引の可能性がある物であれば、国家の単独所有物として取り扱えばよいのであって、わざわざ全人民所有という特別の概念を私法である民法に規定する必要はないのではないだろうか。全人民所有の対象物について、誰が現実使用・収益できるのか、誰が処分を決定できるのか、曖昧である。

全人民所有という所有形態は、憲法などにおける政治的概念としてはともかく、市場取引法としての民法においては意味を持たない法概念であると思われる。

3. 取引安全の保護—取引における善意の第三者保護

(1) ドラフト第 158 条第 1 項 a) は、無権代理行為の相手方(第三者)が、実際には無権代理人であった者が代理権を有していたと信頼する根拠があり、かつ信頼したことに過失がないときには、本人と相手方との間に(有権代理と同じく)権利義務が発生する、と規定する。現行民法にはない、取引における善意の第三者保護規定である。

さらに、ドラフト第 145 条は、無効な民事取引の対象となった財産を第三者が譲受けた場合に、その財産が所有権登録を必要としないものであるときは、第三者が善意無過失であることを要件として(第 1 項)、その財産が所有権登録を必要とするものであるときは、取引が国家機関に登録され、かつ、当該財産が不法に所有者の意思によらずに処分されたことを第三者が知りえなかったことを要件として(第 2 項)、第三者が財産を取得すると規定している。無効な取引などによって権利を取得していない者から財産を譲り受けた善意の第三者保護については現行民法第 138 条は登記を要しない動産について善意取得を規定するが、不動産については規定はない。

現行民法は、真実の権利者を尊重するという、静的安全を優先しているが、市場経済法としての他の諸国の民法は、円滑な市場取引を確保するために、善意無過失の取引の相手方(第三者)の信頼を保護するという、動的安全を優先している。今回のドラフトの善意の第三者保護制度の導入は、市場経済法のあり方として高く評価される。

(2) ドラフト第 158 条第 1 項 a) は無権代理行為における相手方(第三者)保護の要件を定めるが、他方で、ドラフト第 157 条は、代理権ゆ越のほか、およそ代理権授与がなかった場合を広く無権代理としている。そこで、本人の全く与り知らないところで代理権のない者(無権代理人)が代理権を持っているように振舞い、相手方が代理権があるものと信頼して取引をした場合には、本人は何ら関わりがなかったにもかかわらず、ドラフト第 158 条第 1 項 a) により、権利義務を負わされることになるのである。動的安全を優先する

こと(第三者保護)は、他面で、静的安全を害すること(本人の権利の侵害)である。ドラフトが第三者保護を図っている要件について、例えば日本民法の無権代理の規定と比べて、さらに検討を要するようと思われる。また、ドラフト第 158 条第 1 項 b)は、第三者が本人に対して無権代理行為を承諾するか否かの回答を求め、本人が合理的期間に回答しないときは民事取引が成立すると規定する。この規定も、第 157 条の無権代理の定義が広いことを考慮すると、本人が回答しない場合には承諾を拒否したものとみなすことも一つの選択として検討すべきであろう。

無権利者から財産を譲り受けた善意の第三者に関するドラフト第 184 条についても、どのように動的安全の保護の要件を構成するかを慎重に検討することが必要である。今回ドラフト第 145 条第 2 項が登記を要する動産・不動産について善意者保護を新たに導入したことは高く評価されるが、その前提となるのは、これらの財産についての登記制度が整備されていることである。信頼できる登記制度が整備されていないところに善意者保護が持ち込まれるならば、真の権利者が害され静的安全が損なわれるだけでなく、登記制度そのものに対する信頼が失われることによって、動的安全、つまり取引における信頼関係が損なわれてしまうことになる。ベトナム経済の発展にとって不可欠な金融投資を受けるにあたって、抵当権などの物的担保権公示のための登記制度の整備は緊急の課題である。

4. 時効を実体法上の権利得喪原因に位置づけ、権利享受時効と義務免除時効の 2 種とした。

現行法第 155 条は、権利享受時効、義務免除時効、提訴時効、非訟事件処理請求時効の 4 種類の時効を認めているのに対して、ドラフト第 164 条第 2 項は、訴訟手続きの期間制限としての提訴時効と非訟事件処理請求時効とを廃止し、実体法上の権利の得喪原因としての権利享受時効と義務免除時効と 2 種類の時効を認めている。時効という制度は、時間の経過によって、物の占有者が占有物の所有権を取得したり(その結果、真の所有者が所有権を失う)、債権などの請求権の請求ができなくなる制度だが、時効という制度の存在理由は何か、時効はどのように法的に位置づけられるのか、古くから議論されている。時効を訴訟手続制度ととらえる法系と一定の時間経過が権利の取得や消滅現となるとして時効を実体法制度ととらえる法系があるが、実体法と訴訟手続法とを明確に分離している近代民法では、時効を実体法制度として構成する例が多い。ドラフト第 164 条第 2 項は、グローバル・スタンダードに近い考え方をとっていると言えるであろう。

第二 さらに検討すべき課題

1. 民法典編別における物権編と債権編

ドラフトは、民法典の編別について、案 2 として第 2 編「物権」、第 3 編「債権」という題をつけ(案 1 は、「所有権及びその他の各物権」、「義務及び契約」)、物権編のもとに、所有権のほか、その他の物権として地役権、享用権、地上権、先取特権を規定する。現行法第 2 編は財産及び所有権と題され、ドラフトが規定するその他の物権について規定していない。物権は、先に述べたように、物に対する権利と構成され、排他的絶対的な権利とさ

れているので、公示(登記、引渡)が必要である。債務者に対する相対的(対人的)な給付請求権と構成される債権と区別されている。物権と債権とでは、権利の性質が異なるので、それぞれ別の編別のもとに規定するほうが体系的に見て分かりやすい。編の題もドラフトの案2のほうが分かりやすいのではないかと思われる。

日本民法、ドイツ民法など、民法典の編別でパンデクテン方式といわれる方法をとる民法典の物権編には、ドラフトが規定する物権のほか留置権のほか、抵当権などの債権担保権も規定されている。これらの債権担保権が第三者に対して主張でき、優先弁済権を付与されているからである。ところが、ドラフトは、先取特権は物権編のもとに規定しているが、留置権・抵当権などは、現行法にしたがって債権編のもとに規定している。債権担保に関わる権利だということで債権担保権を債権編に規定するとすれば、先取特権も債権編に規定しなければ体系的に説明がつきにくい。

2. 過失責任原則の明確化と無過失責任の慎重な導入

近代民法の基本原則の一つに過失責任の原則がある。注意義務を果たして行動している限り、他人に損害を与えることがあっても法律上の責任を問われなくともすることによって、個人の活動の自由を保障し、市民の創意工夫に満ちた自由な活動によって活性化した社会を発展させようというものである。

ドラフト第 374 条以下は、契約不履行責任を規定するにあたって、故意過失の(免責の)立証責任を義務違反者(債務者)に課し、第 376 条・第 386 条は、故意過失の免責立証責任を、不法行為の加害者にも課している。ドラフトは、一応過失責任をとっていると言えるが、義務概念、不可抗力概念などが曖昧であるほか、無過失であることの立証責任を行為者(債務者、加害者)に課している点で、他の諸国の民法に比べて、過失責任原則が明確でない。義務概念などを明確にするとともに、立証責任転換の理論的根拠などについても、検討することが望まれる。

しかしながら、20 世紀以降、現代科学技術の進歩により巨大な化学工業が発展し、予想もしない大規模事故による深刻な被害の多発に直面して、過失責任は批判にさらされ特別法によって無過失責任の導入が図られるようになった。ドラフトは、例えば第 622 条において高度危険施設による損害についての無過失責任を規定し、第 622 条において環境汚染に対する賠償責任を規定する。しかし、高度危険施設、環境汚染などの概念が明確でなく、無過失責任が無制限に拡大し、社会的に大きな損害賠償費用を負担しなければならなくなるおそれがある。他の諸国においても、新たな危険から生ずる損失を社会的にどのような方法で(損害賠償制度か)、どのように配分するのか、現在研究が進められ、新しい制度(原子力損害賠償法)も取り入れられているところである。ドラフトにおいても、基本的な損害賠償の理論から再検討することが望まれる。